# 社会政策学会 会則・各種規程・内規・申し合わせ集

### 2012/5/27 版

社会政策学会 会則	2
役員選挙に関する規程	6
会 費 規 程	8
会費の割引に関する申し合わせ	9
外国人会員会費(減額)規程	10
社会政策学会誌編集委員会規程	12
社会政策学会誌編集規程	14
企画検討委員会規程	15
大会企画委員会規程	16
社会政策学会賞表彰規程	17
国際交流委員会規程	19
専門部会規程	20
部会活動費補助規程	21
社会政策学会広報委員会規程	22
社会政策学会旅費規程	23
国際交流旅費規程	25
社会政策学会倫理綱領	26
学会の議事運営のための内規	28
「学会の議事運営のための内規」に関する了解事項	29
学会が後援団体となる基準についての了解事項	30
名誉会員の待遇についての申し合わせ	31

### 社会政策学会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、社会政策学会と称する.

(目 的)

第2条 本会は、社会政策研究の発展を目的として、研究者相互の協力を促進し、内外の学会との 交流を図る。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、幹事会の定めるところに置く.

(事業)

- 第4条 本会は、第2条の目的を達成するため下記の事業を行なう.
  - 1. 全国大会の開催
  - 2. 地方部会ならびに分科会の主催による研究会の開催
  - 3. 公開講演会の開催
  - 4. 内外の諸学会との連絡・提携
  - 5. 研究発表のための刊行物の発行
  - 6. その他本会の目的を達するために必要な事業

#### 第2章 会 員

(会 員)

- 第5条 本会の会員は、社会政策の研究者で、第6条に定める手続きにしたがって入会を認められ、かつ別に定める会費規程による会費を納めた者とする.
- 第6条 会員となるには会員2人の紹介により入会を申し込み、幹事会の承認を得なければならない。 会員資格は会費を納入した時点で成立する。ただし、入会の日付は幹事会の承認日とする。
- 第7条 会員は学会で発表し、学会刊行物に投稿し、学会刊行物の配布を受けることができる. (退会および復帰)
- 第8条 会員は、書面により代表幹事に通告すれば退会することができる.
- 第9条 会員で3年度分以上の会費を滞納した者に対しては、幹事会の議決により退会したものと みなすことができる. 前項による退会者が学会への復帰を希望する場合は、第5条に定め る手続きにしたがって幹事会の承認を得た上、退会手続きがとられた際の未納会費の全額 を納入するものとする.

(名誉会員)

第10条 多年にわたり社会政策学の発展に貢献した研究者を、名誉会員とすることができる。名誉 会員は、会員歴30年以上で年齢満75歳以上の研究者のなかから代表幹事の推薦により、 幹事会が推挙する。名誉会員は、学会の役職の義務を負わず会費を免除される。ただし、 会の有料刊行物については実費を負担するものとする.

#### 第3章 役 員

(役 員)

第11条 本会に次の役員を置く.

幹 事 24人

会計監査 1人

(選出幹事)

第12条 幹事のうち16人は、選出幹事と呼び、全会員の郵送投票によって会員中より選出する. 選出幹事に関する細目は、別に定める「幹事の選出に関する規程」による.

(推薦幹事)

第12条の2 幹事のうち8人は、推薦幹事と呼び、選出幹事の推薦によって選任する. 推薦幹事の選任にあたっては、幹事の構成が偏ることのないよう研究分野・性・年齢・地域などの諸要素を考慮にいれるものとする. 推薦幹事は、2 期連続して推薦により選任されないことを原則とする.

(幹事の任期)

第13条 幹事の任期は2年とし、改選の行なわれた総会終了後から、次の改選の行なわれる総会まで在任するものとする.連続3期を限度として、重任は妨げない.幹事が在任中に死去し、あるいは長期間の病気・留学などやむをえない事情により辞任するなどして欠員が生じたときは、これを補充する.補充は、選出幹事にあっては次点者を順次繰り上げ、推薦幹事にあっては、選出幹事の推薦によって選任する.補充された幹事の任期は、前任者の残任期間である.

(幹事会)

第14条 本会は幹事会を置く.幹事会は、総会から総会までの間、本会の重要事項を審議し、各種の委員会を統括する. 幹事会の議事は、出席者の過半数により決定する.可否同数の時は議長が決定する.

(代表幹事)

第15条 選出幹事は、互選により代表幹事1人を選出する. 代表幹事は、幹事会を招集する. 代表 幹事は、本会を代表し、本会の会務を統括する.

(幹事会の構成)

- 第16条 本会の幹事会を構成する手続きは、つぎの通りとする。
  - 一 現期の代表幹事は、その任期が終了する遅くとも3ヶ月前までに次期の選出幹事を招集して第1回次期幹事会準備会を開催する。第1回次期幹事会準備会は、次期の選出幹事の互選により、次期の代表幹事を選出する。
  - 二 現期の代表幹事は、次期の代表幹事の氏名を会員に公表する.
  - 三 次期の代表幹事は、現期の幹事の任期が終了する遅くとも 1 ヶ月前までに、次期の選出 幹事を招集して第 2 回次期幹事会準備会を開催する。第 2 回次期幹事会準備会は、次期 の推薦幹事の氏名について、次期の代表幹事から提案を受け、これを決定する。また、 第 2 回次期幹事会準備会は、次期の代表幹事を中心として、その幹事任期の初年度の学

会の活動方針・予算案を作成する.

- 四 次期の代表幹事は、その幹事任期の開始とともに、代表幹事となる. 次期の推薦幹事は、 その幹事任期の開始とともに、推薦幹事となる.
- 五 代表幹事は、その幹事任期が開始した後すみやかに、第1回幹事会を招集する.
- 六 次期の選出幹事が第1回および第2回の次期幹事会準備会に出席することにたいして, 旅費規程を適用する. ただし, 旅費規程が適用される別の会議への出席をかねて, 第1回 および第2回の次期幹事会準備会に出席するときは, 重複して適用しない.

#### (会計監査)

- 第17条 会計監査は、本会の経理を監査する.
- 第18条 会計監査は、全会員の郵送投票により会員のなかから選出する。会計監査の任期については、第13条の規定を準用する。
- 第19条 会計監査は、幹事会に出席し、意見を述べることができる.

#### 第4章 総 会

(総 会)

- 第20条 本会は,毎年1回総会を開く.総会は,代表幹事が招集し,本会の予算,決算,その他重要事項を議決する.幹事会が必要と認めた時,または会員の10分の1以上の請求があった時は,臨時総会を開く.
- 第21条 代表幹事は、総会の議事、会場および日時を定め、あらかじめこれを会員に通知しなければならない。
- 第22条 総会の議長は、その都度会員の中から選任する.
- 第23条 総会における議決は、出席会員の過半数による.

#### 第5章 組 織

(事務局)

- 第24条 本会は、日常業務を処理するため、代表幹事のもとに事務局を置き、つぎの会務を処理する。
  - 1. 大会および総会の開催に必要な事項
  - 2. 会費の徴収および経理事務
  - 3. 予算案および決算書の作成
  - 4. ニューズレターの編集・発行
  - 5. その他会の運営に必要な事項

代表幹事は、幹事会の承認を得た上で、会務の一部を他機関等に委託することができる. (地方部会)

第25条 本会は、別に定めるところにより、全国各地に地方部会を置く、

(部会等)

第26条 本会は、幹事会の議決により部会、委員会などを設けることができる。 部会には会員以外の者を参加させることができる。

#### 第6章 資産および会計

(資産)

第27条 本会の資産は、会費、寄付金、その他の収入による。資産の支出は、幹事会の議決を経て 総会が承認した予算にもとづいておこなう。

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする.

#### 第7章 雑則(会則の変更および本会の解散)

第29条 本会則を変更し、または本会を解散するには、幹事会において全幹事の3分の2以上の賛成によって総会に提案し、出席会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

第30条 本会則に関する細則は、幹事会において定める.

附 則 本改正会則は、1999年4月1日から施行する.

制 定 1950年7月8日

一部改正 1962年5月(自然退会規定を追加)

一部改正 1972年6月(本部所在地を東京都から総会の定めるところに変更)

一部改正 1973年6月(役員選出規定を追加)

全部改正 1995年10月21日

一部改正 1998年10月24日(役員選出を会員全員の郵送投票とする,等)

一部改正 2000 年 5 月 27 日 (役員の補充について追加)

一部改正 2009年10月31日(次期代表幹事及び諸役員を選出する手続きを明文化,

等)

一部改正 2011 年 10 月 8 日 (広報委員会から事務局にニューズレターの編集・発行

を移管)

一部改正 2012年5月26日(次期幹事会準備会が予算と方針を決めるように改訂)

### 役員選挙に関する規程

- 第1条 本規定は、会則第12条にもとづき、郵送投票選挙による役員選出の細目を定めるものである.
- 第2条 選挙は,選挙管理委員会が管理する.選挙管理委員会は,選挙管理委員4名以上8名以内 で構成し,選挙管理委員長1名をおく.選挙管理委員長は,選挙管理委員の互選による.
- 第3条 選挙管理委員は、幹事会が会員の中から委嘱する. 委嘱に当たっては、第8条に定める4 地方ブロックより少なくとも1名の所属会員を含むものとする. 地方ブロックは、関東・甲信越ブロック、関西北陸・東海ブロック、東北・北海道ブロック、九州・中国四国ブロックとする
- 第4条 選挙管理委員会の任期は、幹事の任期が終了する1年前の全国大会時に開始し、幹事の任 期が終了する半年前の全国大会閉幕とともに終了する.
- 第5条 選挙の公示と投票開始は、幹事の任期が終了する1年前の全国大会の後に行い、投票締め 切りと開票は、幹事の任期が終了する半年前の全国大会の前日までに終了する.
- 第6条 選挙管理委員長は、選挙の公示にあたり、被選挙権を有する会員全員の氏名およびその所 属地方ブロックを、また、会則第13条によって被選挙権を有しない会員の氏名を、全会 員に通知する。
- 第7条 会員は、選挙に際し特定の会員を幹事または会計監査として推薦することができる. 推薦 にあたっては、被推薦者の同意を得た上で、会員5名以上の連名により推薦文を作成する ものとする. 選挙管理委員長は投票に先立ちこの推薦文を全会員に配布するものとする.
- 第8条 「郵送投票」選挙により選出する幹事の地方ブロック別の定員は次の通りとする。

関東・甲信越ブロック 8名

関西・東海北陸ブロック 4名

東北・北海道ブロック 2名

九州・中国四国ブロック 2名

- 第9条 地方ブロックへの所属は、主たる勤務先による. ただし、任期途中で勤務先が別の地方ブロックに移っても、任期満了までは幹事として留任する. 勤務先をもたない場合の所属は、居住地による. ただし海外在住者は、その所属ブロックを事前に選択し代表幹事に届け出るものとする.
- 第10条 幹事選挙は、7名連記によって投票し、地方ブロックごとに得票順位の上位から第「8」 条に定める定員を選出する。
- 第 11 条 前条の規定にかかわらず、幹事会における満 65 歳以上の幹事の構成比は、全会員中における満 65 歳以上会員の構成比を越えないものとする。前項にもとづく幹事の選出は、地方ブロックにかかわらず得票順による。
- 第12条 得票が同数のために定員数の幹事を選出できない場合は、抽選で決定する. 抽選は、選挙 管理委員会が行う.
- 第13条 選挙管理委員長は、当選者氏名を全会員に報告する.

第14条 本規定は、会計監査の選出に準用する.

第15条 本規定の改正は、幹事会において全幹事の3分の2以上の賛成によって決定する.

附 則 本規定は1999年4月1日から施行する.

制 定 1995年10月21日

一部改正 2000年5月26日 (海外在住者の所属ブロックおよび文言修正)

### 会 費 規 程

- 第1条 会則第5条の会費に関する事項は、本規程の定めるところによる.
- 第2条 会員は、会費として毎年 10,000 円納めるものとする. ただし大学院生並びに常勤職に 就いていない会員は、毎年 7,000 円納めるものとする. 日本国外に居住する外国人会員の 会費については幹事会が別途定める規程による.
- 第2条の2 前項に定めた会費区分に変更があった会員は速やかに届け出るものとする。会費の金額の変更は、届け出がなされた年度から適用する。ただし、届け出のあった年度にすでに会費が振り込まれている場合、会費の金額の変更は翌年度から適用する。
- 附 則 本規程は, 1999 年 4 月 1 日から施行する. ただし第 2 条のうちの常勤職に就いていない 会員に関する部分は 2012 年 4 月 1 日から施行する.

制 定 1995年10月21日

一部改正 1998年10月24日 (年会費を一般会員は8,000円から10,000円に,大学

院生は6,000円から7,000円に増額)

一部改正 2007年5月19日 (第2条のうち 外国人会員に関する部分を追加)

一部改正 2011年10月8日(第2条のうち 常勤職についていない会員に関する部

分と第2条の2を追加)

### 会費の割引に関する申し合わせ

2012年2月11日幹事会了解事項

2011 年 10 月 8 日に開催した臨時総会において、会費規程第 2 条に常勤職に就いていない会員の会費割引を新たに規定した。そのさいの質疑で、幹事会において会費割引の対象について厳格に定めるよう、要請があったところである。

そこで、常勤職に就いていない会員を含め、会費規程第2条に規定された会費割引を次の通り運用し、常勤職に就いていない会員の会費割引は(2) -②-b) にある者が事務局に届出を行った場合に適用するよう申し合わせる.

- (1) 大学院生としての学籍があれば, 2011 年 10 月 7 日に行われた会費規程の変更以前と同様に, 例 外なく会費割引の対象とする.
- (2) 大学院生としての学籍がない場合
- ① 常勤職に就いている場合は、会費割引の対象としない. なお、日本学術振興会特別研究員 (PD, SPD) は常勤職に就いているものとみなす.
- ② 常勤職に就いていない場合は、会費割引の対象は次の通り適用する.
  - a) 所属組織から支給される経費あるいは公的に支給される経費等から会費を納入できる場合は 会費割引の対象としない.
  - b) a) に記した経費等ではなく、自分の所得から会費を納入する場合は会費割引の対象とする.

# 外国人会員会費(減額)規程

- 第 1 条 適用される国・地域を 2 つに区分し、カテゴリーA の場合は減額率 30%(=7000 円、大学院生の場合は 5000 円)、カテゴリーB の場合は減額率 50%(=5000 円、大学院生の場合は 3500 円)とする.
- 第2条 カテゴリーA、B それぞれの国名については別紙の国・地域カテゴリー表を参照のこと.
  - 注) 外国人会員であっても日本在住者は適応除外(外国人であって外国に居住する会員に限る).

制 定 2007年9月9日

### 別紙) 国・地域カテゴリー表

### カテゴリーA

Antigua-Barbuda	Estonia	Malaysia	Singapore
Argentina	Gabon	Malta	Slovak, Rep.
Barbados	Hong Kong	Mauritius	South Africa
Botswana	Hungary	Mexico	Taiwan
Brazil	Korea, Rep.	Oman	Trinidad and Tobago
Chile	Latvia	Panama	Uruguay
Costa Rica	Lebanon	Poland	Venezuela
Croatia	Libya	Puerto Rico	
Czech Republic	Lithuania	Saudi Arabia	

# カテゴリーB

Afghanistan	Egypt	Kyrgyzstan	Serbia& Montenegro
Albania	El Salvador	Lesotho	Sri Lanka
Algeria	Ethiopia	Liberia	Sudan
Angola	Fiji	Madagascar	Swadiland
Armenia	Gambia	Mongolia	Syrian Arab Rep.
Azerbaijan	Georgia	Morocco	Tajikistan
Bangladesh	Ghana	Mozambique	Tanzania
Belarus	Guatemala	Namibia	Thailand
Bolivia	Guinea	Nepal	Togo
Bosnia-Herzegovina	Guinea-Bissau	Nicaragua	Tunisia
Bulgaria	Guyana	Niger	Turkey
Burkina Faso	Haiti	Nigeria	Turkmenistan
Burundi	Honduras	Pakistan	Uganda
Cambodia	India	Paraguay	Ukraine
Cameroon	Indonesia	Peru	Uzbekistan
Central African Rep.	Iraq	Philippines	Vietnam
Chad	Iran	Romania	West bank & Gaza
China	Ivory Coast	Russian Fed.	Yemen
Colombia	Jamaica	Rwanda	Zambia
Congo, Dem. Rep.	Jordan	St. Tome & Principle	Zimbabwe
Cuba	Kazakhstan	Senegal	
Dominican Rep.	Kenya	Sierra Leone	
Ecuador	Korea,Dem.Peo.Rep.	Somalia	

<sup>\*</sup> 中華人民共和国籍であっても、香港はカテゴリーAになるので注意すること.

\*

### 社会政策学会誌編集委員会規程

#### 1. 設置

社会政策学会誌の編集を所掌する編集委員会(以下,編集委員会)を常置するものとする.

#### 2. 構成

編集委員会は、委員長、副委員長、委員によって構成されるものとする。

- (2) 委員長は学会幹事会において選任された学会誌編集担当幹事があたるものとする.
- (3) 副委員長は委員の互選により選任するものとする.
- (4) 委員会の構成は委員長を含め20名以内とする.
- (5) 委員は、専門分野を考慮して学会幹事会の議に基づき代表幹事が委嘱する.

#### 3. 役割

編集委員会は、社会政策学会誌の発行に関し、編集方針の決定、査読専門委員との連絡調整、掲載原稿の決定、刊行、疑義・不服への対応、投稿状況に関する情報開示など、編集方針ならびに編集体制に役割を負うものとする.

(2) 編集委員は、編集委員会の決定と編集委員長の統括のもとに、学会誌の編集ならびに刊行 に必要な役割を分担するものとする.

#### 4. 任. 期

委員長,副委員長,委員の任期は2年とし,再任を妨げない.

#### 5. 査読専門委員の委嘱

社会政策学会誌編集規程の 5. に掲げる各欄のうち研究論文ならびに研究ノートについて、投稿論文の査読審査のため、編集委員会の下に査読専門委員を置く.

- (2) 査読専門委員は、編集委員会の議にもとづき、代表幹事が委嘱する. 査読専門委員には英文査読専門委員を含むものとする.
- (3) 編集委員会は、特定の論文を審査するために臨時に査読委員を委嘱することができる。
- (4) 査読専門委員は、所定の手続きにしたがって審査を行い、指定された期限までに編集委員長に審査報告書を提出する.
- (5) 査読専門委員の任期は2年とし、再任を妨げない.
- (6) 編集委員会は、査読専門委員からの審査報告書に基づき、掲載の採否、修正等の取り扱いを決定する.

#### 6. 疑義・不服の手続き

編集委員会は、論文等の投稿者から査読の内容もしくは採否の決定に関して疑義・不服が申し立 てられた場合には、可及的速やかに申し立て者に回答しなければならない.

#### 7. 編集委員・査読専門委員協議会

編集委員長は、大会時に、編集委員・査読専門委員協議会を招集し、査読審査に関わる基本事項 を協議するものとする。

#### 附則

- 1. 本規程は,2007年5月20日より施行する.
- 2. 編集委員ならびに査読専門委員の氏名は公開を原則とする. ただし, 5. の 3. に基づき委嘱

される臨時の査読委員はこの限りではない.

- 3. 本規程 5. の 4. に基づく査読審査の手続きは、編集委員会が別途定める社会政策学会誌査読 指針に従って実施されるものとする.
- 一部改正 2009年5月23日(2.構成(4) 委員会の委員の数を7名以内から12名以内に変更)
- 一部改正 2011年10月8日(2.構成(4) 委員会の委員の数を12名以内から20名以内に変更)

### 社会政策学会誌編集規程

#### 1. 名 称

本誌は、社会政策学会の学会誌『社会政策』と称する.

#### 2. 目 的

本誌は、社会政策学会員による研究の最前線を発信し、研究の不断の進展を図るとともに、実証的な実態分析と科学的な理論の構築を通じて、現代社会における社会政策の発展に資することを 目的として刊行される。

#### 3. 編集

本誌の編集は、学会誌編集委員会規程に基づき学会誌編集委員会(以下、編集委員会)が行うものとする、原稿の掲載は、本規程の2、の趣旨に基づき、編集委員会の決定によるものとする。

#### 4. 投稿資格

本誌に投稿を希望する者は、投稿時点で学会員資格を得ていなければならない。共同執筆論文の場合は、代表執筆者が学会員であることを要する。ただし、非学会員による研究発表であっても本学会ならびに学会誌の公式の企画に関連する研究成果である場合には、本目的に適うものとして、招待論文とすることができる。

#### 5. 内容

本誌に、研究論文、研究ノート、特集企画、研究動向紹介、政策動向紹介、史資料解題、書評、書評リプライ、学会情報などの各欄を設けるものとする.

#### 6. 発 行

本誌は、1年1巻とし、4号に分けて発行することを原則とする。巻号表記には通巻通号数を併記するものとする。特集号その他の特別号の刊行にあたっての通号の取り扱いは、編集委員会が決定するものとする。

#### 7. 執筆要領

原稿は、投稿論文であるか招待論文であるかにかかわらず、執筆要領に従って執筆されるものと する.

#### 8. 著作権

本誌に掲載された著作物の著作権は社会政策学会に属する. 掲載された論文等の著者は、論文を 電子化してインターネット・ウェブサイト上で公開することに同意する.

#### 9. 事務局

本誌の編集事務局は、編集委員会に置く.

#### 附則

- 1. この規程は、2007年5月20日より施行する.
- 一部改正 2011年10月8日 8. 著作権のうち、電子化に関する部分を追加.

## 企画検討委員会規程

- 第1条 企画検討委員会は、大会の企画に関する中期計画を立てるとともに、春季大会、秋季大会 の企画や運営を調整する.
- 第2条 企画検討委員会は、代表幹事、春季大会企画委員長、秋季大会企画委員長、学会誌編集委員長、国際交流委員長により構成される.
- 第3条 委員長は代表幹事が務める.
- 第4条 委員長は必要に応じて委員会を招集することができる.
- 第5条 委員会は、春季大会、秋季大会の企画、運営について調整を行う.
- 第6条 委員会は、次年度から3年間の大会の企画案である大会企画中期計画案を作成する.
- 第7条 委員長は、幹事会に大会企画中期計画を提出する。
- 附 則 本規程は2006年6月3日から施行する.

制 定 2004年5月22日

一部改正 2006年6月3日 (委員に学会誌編集委員長, 国際交流委員長を追加)

### 大会企画委員会規程

#### 春季大会企画委員会規程

- 第1条 春季大会企画委員会は、委員長、副委員長、専門部会より選出の部会委員、幹事会の委嘱 による委員によって構成される。
- 第2条 委員長、副委員長は、幹事会において幹事の中から選任する.
- 第3条 委員長、副委員長および委員の任期は2年とする. 再任は妨げないが、委員長および副委員長の3選は禁止する.
- 第4条 幹事会は、学会員を企画委員に委嘱することが出来る.
- 第5条 春季大会企画委員会は、秋季大会企画委員会との連携のもとに以下の事項について検討し 幹事会に提案する.
  - 1. 春季大会の企画
  - 2. 専門部会の活動
- 第6条 春季大会企画委員会は必要に応じて委員長が招集する.
- 附 則 本規程は2001年10月20日から施行する.

#### 秋季大会企画委員会規程

- 第1条 秋季大会企画委員会は、委員長、副委員長、地域部会より選出の部会委員、幹事会の委嘱 による委員によって構成する。
- 第2条 委員長、副委員長は、幹事会において幹事のなかから選任する.
- 第3条 委員長,副委員長および委員の任期は2年とする.再任は妨げないが,委員長および副委員長の3選は禁止する.
- 第4条 幹事会は、学会員を企画委員に委嘱することが出来る.
- 第5条 秋季大会企画委員会は、春季大会企画委員会との連携のもとに以下の事項について検討し 幹事会に提案する。
  - 1. 秋季大会の企画
  - 2. 地域部会の活動
- 第6条 秋季大会企画委員会は必要に応じて委員長が招集する.
- 附 則 本規程は2001年10月20日から施行する.

制 定 2001年10月20日 一部改正 2010年6月19日

# 社会政策学会賞表彰規程

#### 第1条 【目的および名称】

社会政策学会は、会員の社会政策に関する研究の発展に資するため、「社会政策学会学術賞」および「社会政策学会奨励賞」を設け、優れた研究業績を発表した会員を表彰する.

#### 第2条 【社会政策学会学術賞】

「社会政策学会学術賞」(以下学術賞と呼ぶ)は、本学会に3年以上継続して在籍し、特に顕著な研究業績を発表した会員に授与する.

#### 第3条 【社会政策学会奨励賞】

「社会政策学会奨励賞」(以下奨励賞と呼ぶ)は、本学会に3年以上継続して在籍し、今後の研究の一層の発展が期待される会員に授与する.

#### 第4条 【審査の対象】

学術賞および奨励賞の審査の対象となる業績は、表彰の前年の1月1日から12月末日までの間に公刊された著書とする.

#### 第5条 【表彰】

学術賞および奨励賞の表彰は、全国大会時の総会においておこなう.

#### 第6条 【選考委員会の設置】

学術賞および奨励賞の審査のために選考委員会を設ける. 選考委員会は、幹事会が委嘱した若干名の委員によって構成されるものとする.

#### 第7条 【選考委員会の任期】

選考委員の任期は2年とし、重任しないものとする.

#### 第8条 【審査の結果】

選考委員会は定められた期日までに審査の経過および結果を幹事会に報告しなければならない.

#### 第9条 【規程の改廃】

本規程の改廃については幹事会で決定し、総会の承認を得なければならない.

#### 附 則 1. 本規程に関する細則は別に定める.

2. 本規程は1994年1月1日から施行する.

制 定 1994年1月

一部改正 2007 年 10 月 13 日 (学術賞の複数受賞,審査対象の著書への限定)

### 「社会政策学会賞表彰規程」に関する細則

- 1. 選考委員の氏名は会員に公表する.
- 2. 審査に要した書籍の購入費について各委員は各年度 4 万円を上限として請求できる. 請求には経費請求書を用いるが,購入点数は審査終了後に会計担当幹事に報告し,そ の際に購入書籍の領収書を提出するものとする.
- 一部改正 2007年10月13日, 2008年5月24日, 2011年10月8日

# 国際交流委員会規程

- 第1条 国際交流委員会は、国際交流の推進のために、国際交流の企画を幹事会に提案するととも に、学会がおこなう交流活動の運営に当たる.
- 第2条 国際交流委員会は委員長、副委員長および委員若干名から構成される.
- 第3条 委員長、副委員長は幹事会で幹事より選ぶ.委員若干名は委員長が指名し幹事会が承認する.
- 第4条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする. 再任は妨げないが3選は禁止する.
- 第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる.
- 附 則 本規程は2004年5月22日から施行する.

制 定 2001年10月20日

### 専門部会規程

#### 第1条 【専門部会の設置】

社会政策学会は会員の自主的研究活動を促進するために専門部会を設置することができる.

### 第2条 【設立準備】

新たに専門部会を設立しようとする会員は、その名称、設立主旨および活動計画、世話人 氏名、同連絡先などを明記し、会員 10 人以上の賛同署名を添えて、代表幹事に通知する。

#### 第3条 【設立提案の周知】

前条の通知のあった設立提案はニューズレター,学会メーリングリスト,および学会ホームページで全会員に周知する.

#### 第4条 【設立の手続き】

参加希望者が 30 人を超えた時,世話人は専門部会の会則案と会員・非会員の別を明記した 参加者名簿を添えて代表幹事に通知する. 幹事会はこの設立提案を審議し,設立を承認す ることができる.

#### 第5条 【参加希望】

専門部会への参加を希望する者は世話人へその意思を伝える. 世話人は会員以外の者を参加させることができる.

#### 第6条 【会費および活動費補助】

専門部会は独自に会費を徴収することができる. 学会は財政の許す範囲で部会活動に補助 金を支出することができる.

#### 第7条 【運営と活動の目安】

専門部会の運営と活動はその自主性に委ねられるが、以下の各号を基本的要件として満たすことが期待される.

- (1) 各年度の活動状況と参加者の概数を代表幹事に報告する.
- (2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している.
- (3) 春季, 秋季大会を通して少なくとも年に一度は分科会を企画・主催する.

#### 附 則 本規程は2008年度から適用する.

制 定 2008年5月24日

### 部会活動費補助規程

#### 第1条 【部会活動費の補助】

地方部会および専門部会(以下「部会」と総称する)はその活動に要した経費の補助を, 各年度5万円を上限として、学会に申請できる。

#### 第2条 【非会員報告者の招聘】

部会の企画・主催する大会分科会に非会員報告者を招聘する場合は、社会政策学会旅費規程を準用し、前条の上限額の範囲内で申請できる. なお、部会が非会員を報告者とする企画を企画委員会に提出する際には、会員外から招聘しなければならない理由を、企画書に記さなければならない.

#### 第3条 【飲食費の不支給】

飲食費は申請できない.

#### 第4条 【地方部会への補助要件】

地方部会が活動費補助を申請する場合,以下の各号が申請時に先だつ1年間に満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない.

- (1) 各年度の活動状況と参加者の概数を代表幹事に報告する.
- (2) 研究会案内を公開するなど、会員が参加しやすくなるよう配慮している.

#### 第5条 【専門部会への補助要件】

専門部会が活動費補助を申請する場合,専門部会規程第7条の各号が申請時に先だつ1年間に満たされていることを会計担当幹事に説明しなければならない.

#### 第6条 【その他の事項】

本規程に定める以外の事項については当該部会と会計担当幹事との協議を経て,幹事会の 決定により処理する.

#### 附 則 本規程は2008年度から適用する.

制 定 2008年5月24日

# 社会政策学会広報委員会規程

- 第1条 広報委員会は、学会ホームページ、会員に対する電子メールを用いた情報提供など、学会の 広報活動に関する業務を担当する。
- 第2条 広報委員会は、委員長、副委員長および委員若干名によって構成される。
- 第3条 委員長は、幹事会で幹事より選ぶ、副委員長および委員若干名は、委員長が指名し幹事会が承認する。
- 第4条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする. 再任は妨げないが3選は禁止する.
- 第5条 委員長は必要に応じて委員会を招集できる.
- 付 則 本規程は,2007年10月13日より施行する.
  - 制 定 2007年10月13日
  - 一部改正 2011 年 10 月 8 日 (広報委員会から事務局にニューズレターの編集・発行を移管)

### 社会政策学会旅費規程

#### 第1条 【旅費の請求と支給】

旅費を請求できるのは、以下に該当する者で勤務地が会合地から 60 キロ以上離れている者とする. 旅費請求を受けた会計幹事は、特別な事情がない限り請求通りに旅費支給の手続きをとる.

- (1) 幹事および会計監査で幹事会に出席した者
- (2) 春季大会企画委員および秋季大会企画委員で大会企画委員会に出席した者
- (3) 編集委員で編集委員会に出席した者
- (4) 国際交流委員で国際交流委員会に出席した者
- (5) 学会賞選考委員で学会賞選考委員会に出席した者
- (6) 広報委員で広報委員会に出席した者
- (7) 春季大会もしくは秋季大会の共通論題準備会に出席した座長と報告者(会員)
- (8) 春季大会もしくは秋季大会の共通論題準備会,および大会に出席した非会員の報告者

#### 第2条 【往復交通費の定義】

本規定で往復交通費とは前条に定める会合参加のために実際に要した交通費を意味し、新幹線利用の場合、勤務地と会場の往復運賃・普通指定席特急料金の95%程度(指定席回数券ばら売り相当額)を目安とし、航空機利用の場合、普通片道運賃2回分の50%程度(「先得割引」あるいは「旅割」普通席運賃相当額)と空港と勤務地・会合地の間の往復交通費を合算した金額を目安とする。航空機利用の場合、往復の航空券代金の領収書を旅費請求書に添付することとする。勤務地と自宅が離れている場合などで往路と復路が異なる場合はそれぞれに要した交通費の合計額を往復交通費とする。

#### 第3条 【支給率】

第1条 (1)  $\sim$  (7) の各号に該当する場合,請求に応じて,往復交通費に以下の算式から得られる支給率を乗じた額 (1円未満四捨五入)を支給する.ただし65.715%を支給の最低率とする(往復交通費が29.167円未満の場合,支給率は一律65.715%とする).

支給率 = (往復交通費-10,000円) / 往復交通費

#### 第4条 【大会時の特例】

第1条 (1)  $\sim$  (7) の各号に該当する場合,春季大会および秋季大会の前日および当日の会合については旅費を請求できない.

#### 第5条 【非会員の大会共通論題報告者】

第1条(8)号に該当する非会員の共通論題報告(国内勤務者)は、大会開催の前年度と当年度を通じて3回まで往復交通費全額及び1泊1万円を上限として宿泊費を請求することができる.

### 第6条 【他の旅費を利用する場合】

所属機関の旅費やその他の外部資金から支出する場合には、それが旅費の一部しか支弁し

ないときでも、社会政策学会からは旅費を支給しない.

附 則 本規程は2008年5月26日より施行する.

制 定 2002年10月19日

一部改正 2004年5月22日(支給対象者に編集委員および共通論題座長を加え,回

数制限を廃止)

一部改正 2006年6月3日(支給対象者に国際交流委員を追加)

一部改正 2008年5月24日(支給対象者に学会賞選考委員を加え,支給率をスライ

ド制に変更)

一部改正2009 年 5 月 23 日 (支給対象に広報委員会を加える)一部改正2009 年 10 月 31 日 (非会員の旅費に宿泊費を加える)

一部改正 2012年5月26日 (旅費支給率を上昇)

### 国際交流旅費規程

- 1. 大会で報告する海外からの招待者や、国際交流の観点から招聘する海外在住者に交通費、滞在費を支給することができる。
- 1-2. 外国の学会との間に締結した交流協定に基づき、社会政策学会から当該学会の学術大会に代表者を派遣する場合、代表者に交通費、滞在費を支給することができる.
- 2. 支給範囲, 支給額については幹事会の承認をえるものとする.
- 附 則 本規程は2004年度より施行する.
- 一部改正 外国の学会と締結した交流協定で定めた学術交流を実施するために 1-2 を追加.

### 国際交流旅費の申請手続きに関する申し合わせ

(2008年10月10日 幹事会了解事項)

「国際交流旅費規程」にそって海外から研究者等を招聘しようとする場合は、招聘計画について学会本部に申請する. 学会本部は、申請のあった招聘計画等について国際交流委員会と調整したうえで、旅費支給の可否について幹事会にはかり、決定する.

国際交流旅費の申請は、基本的に次の手続きをへる.

1. 予算

国際交流関係費の範囲とする.

- 2. 1件当たりの申請額
  - 1 件当たりの申請額は原則として 15 万円程度を上限とする. ただし、予算の執行状況によっては追加配分をすることがある. なお、招聘にあたって本学会の支給する旅費で不足する場合には、他の基金等を活用することが望ましい.
- 3. 予算の使途

海外から研究者を招聘するのに必要な交通費,滞在費の全部または一部.

4. 申請時期

申請の第1次締めきりを招聘する年の前年度8月末日とし、それまでに申請のあった招聘計画は、9月の幹事会において採択を決める。また、第2次締めきりを2月末日とし、第1次締めきり後に申請のあった分について、3月幹事会において採択をきめる。その後は、予算の範囲で随時招聘計画を受け付け、採択を幹事会で決定する。

### 社会政策学会倫理綱領

(趣旨と目的)

社会政策学会の会員は、一方では、学問の自由の下に、自らの専門的な判断により 真理を探究する権利を享受するとともに、他方では、研究上の専門家として、社会の 付託に応える責任を有する。会員は、この権利と責任の関係を自覚し、その行動を自 ら厳正に律しなければならない。本倫理綱領は、会員が自ら律するために、つねに心 がけるべき倫理規範を示すものである。

(公正と品位の維持)

第1条 会員は、研究・審査・評価・判断にあたって、また学会活動と学会運営にあたって、公正と品位を維持しなければならず、私意と非礼を持ち込んではならない。

(研究目的と研究方法の倫理性の確保)

第2条 会員は、社会的責任を自覚し、研究目的と研究方法の倫理性を確保しなけれ ばならない。

(研究過程における科学性の確保)

第3条 会員は、研究の全過程において、研究の実証性と科学性を確保しなければならず、 ・ 安資料のねつ造・改ざん・盗用をしてはならない。

(差別の禁止)

第4条 会員は、他者の人格を尊重しなければならず、その思想信条・性別・性的志向・年齢・出自・所属・ポジション・宗教・民族的背景・障害の有無・家族 状況など、不当な理由をもって差別してはならない。

(ハラスメントの禁止)

第5条 会員は、他者の人格を尊重しなければならず、セクシュアル・ハラスメント やアカデミック・ハラスメントなど、ハラスメントにあたるいかなる行為も してはならない.

(研究資金の適正な利用)

第6条 会員は、法令を遵守し、研究資金を適正に得て、それを適正に取り扱わなければならない。

(研究成果の公表)

第7条 会員は、社会的責任を自覚し、研究成果の公表につとめなければならない。 (知的所有権侵害の禁止)

第8条 会員は、他者の知的所有権を侵害してはならず、他者の研究成果からひょう 窃や盗用をしてはならない。

(研究のオリジナリティの確保)

第9条 会員は、研究成果の二重投稿をしてはならない.

付則1 本倫理綱領は2008年5月25日より施行する.

付則2 本倫理綱領の変更は総会の決議による.

## 学会の議事運営のための内規

(1959年5月18日 総会決定)

- 1. 特別議題については、原則として総会の満場一致が得られた場合、これを学会決議とすることができる. ただし特別議題の原案について、総会の満場一致が得られない場合には、内容を修正し、あるいは発表方法を考慮することによって、学会決議の成立をはかるようにする.
- 2. 普通議題と特別議題との区別の判定は幹事会がこれを行なう.
- 3. 会員が特別議題の提出を要求する場合には、会員 20 名以上の署名および提案理由をそえて、予定された大会の 2 週間以前にその旨通告しなければならない.

## 「学会の議事運営のための内規」に関する了解事項

(1962年5月17·18日 幹事会了解事項)

- 1. 特別議題とするか否かについては、幹事会を開くのを原則とする. ただし、緊急な場合には、本 部が関東在住の幹事に相談して適当な処置をとり、幹事会の了承を求める. (報告は全幹事にす る. ただし、関東在住の幹事で処理できるものとする.)
- 2. 特別議題とすることに決定した議題について、事前に全会員に通告するか否かについては、幹事会が決定するものとする.

# 学会が後援団体となる基準についての了解事項

(1979年6月 幹事会了解事項)

大学,研究機関もしくは学・協会より依頼があった場合,目的(会則第2条)に照らして,原則として幹事会が決定する.

## 名誉会員の待遇についての申し合わせ

(2007年4月14日 幹事会了解事項)

- 1. 名誉会員は、学会の役職の義務を負わず会費を免除される. ただし、会の有料刊行物については 実費を負担するものとする(会則第10条).
- 2. 上記の「実費」とは書店用の「定価」ではなくて、学会員への「頒価」を意味する.
- 3. 名誉会員が大会に参加する場合、大会参加費は免除される. 但し、それ以外の大会参加に伴う費用は、一般会員と同じ扱いとする.